

大阪府温暖化の防止等に関する条例等の一部改正案（建築物環境配慮）の概要について

1. 改正の背景と目的

地球温暖化及びヒートアイランドの対策を進めていくためには、建築物の環境性能（建築物の環境負荷の低減及び建築物自体が持つ環境の質）の向上を促す取り組みが必要であり、本府では建築物を環境に配慮したものへと誘導する施策として、本条例等に基づく大阪府建築物の環境配慮制度を全国に先駆けて平成18年度から実施しています。

本制度は延べ面積5,000㎡を超える建築物を新築等する際に、建築主が本府の指針に基づき、「省エネルギーや環境負荷の少ない資材の使用といった環境への配慮事項」や「室内の快適性や景観への配慮なども含めた建築物の総合的な環境性能」を自己評価し届け出るものです。その内容を本府が公表することで、建築主の環境に対する自主的な取り組みを促していますが、対象とする建築物の規模要件が大きく新築建築物全体に占める割合が小さいことや、昨今全国の多くの自治体の本制度を導入するにあたり本府より規模要件を小さく設定しているといった理由から、現在の規模要件を引き下げる方策を進めます。

また環境に配慮した建築物の一層の普及促進を図り、住宅供給業者の更なる環境配慮の取り組みを誘導するため、住宅の販売等の広告を行う際に、購入者の皆さんに住宅の環境性能を分かりやすく情報提供する現行のラベル表示制度を拡充します。

2. 改正（案）の概要

2-1. 対象範囲

対象は、延べ面積 2,000 ㎡以上の建築物を、新築又は増築する場合です。

2-2. 条例等による規定の整備

① 建築物環境計画書の届出制度の拡充

届出対象範囲の拡大

- ・現在は建築物環境計画書の届出対象が、延べ面積 5,000 ㎡を超える建築物を新築又は増築する場合となっておりますが、条例等改正後は延べ面積 2,000 ㎡以上の建築物を新築又は増築する場合となります。

② ラベル表示制度の拡充

広告掲載の義務化

- ・条例等改正後は、延べ面積 2,000 ㎡以上の建築物を新築又は増築し販売等広告を行うときは、当該広告中に建築物の環境性能を桜印や星印の数で表す、以下の「大阪府建築物環境性能表示」ラベルを表示することを義務づけます。

